

# 仙台市介護保険審議会議事録

(第5期計画期間 第14回会議)

日時：平成26年12月24日(水) 14:00~14:40

場所：市役所本庁舎2階第1委員会室

## <出席者>

### 【委員】

安孫子 雅浩委員、板橋 純子委員、大内 修道委員、太田 雅夫委員、関東 澄子委員  
菊地 りつ子委員、日下 俊一委員、小坂 浩之委員、鈴木 きよ子委員、鈴木 峻委員、田口 美之委員  
辻 一郎委員、長野 正裕委員

以上13人、五十音順

(阿部 淳子委員、阿部 一彦委員、内田 裕子委員、小笠原 サキ子委員、草刈 拓委員  
駒形 守俊委員、土井 勝幸委員 欠席)

### 【事務局 仙台市職員】

高橋保険高齢部長、米内山高齢企画課長、草刈介護予防推進室長、宮野介護保険課長  
後藤青葉区障害高齢課長、加藤宮城野区障害高齢課長、田村若林区障害高齢課介護保険係長  
小原太白区障害高齢課長、山縣泉区障害高齢課長、星高齢企画課在宅支援係長  
小口高齢企画課施設係長、千田介護予防推進室主査、阿部介護保険課管理係長  
高橋介護保険課主幹兼介護保険係長、中野介護保険課指導第一係長、坂井介護保険課指導第二係長

## <議事要旨>

- 1 開会
- 2 会議公開の確認 → 異議なし(傍聴者なし)  
議事録署名委員について、長野委員に依頼 → 委員承諾

- (1) 居宅介護支援事業に関する基準の条例制定について  
介護保険課長より説明(資料1)

### 3 【報告】

- (1) 地域包括支援センター運営委員会(第11回会議)について  
日下委員長より審議概要を説明(資料2)

## <質問事項>

委員： 資料1について保存期間の延長に異論はない。ただし、経過期間を設けずに始めることで事業者が混乱することが想定されるが対応策はあるか。

事務局：平成27年度から過去5年分の保存へ移行した際に、従前の保存期間が2年のものについて適切に廃棄等されているものは保存を求めることは出来ないと考えている。施行日以降新たに蓄積される文書等について今後5年間の保存へ移行するものであり、施行後3年経過することで5年保存の文書が蓄積されることを想定している。すでに廃棄したものを再度作成する必要はない。

委員：事業評価について、一部のセンターに指摘事項があったようだがどういった内容か。

事務局：平成26年9月16日から10月31日までに、対象の基準に該当する20センターの事業評価を行った。実施結果の(2)にあるように優れた業務を実施しているのは15か所、標準的な業務を実施しているのは5か所。指摘事項については、職員の入れ替わりが多いセンターについては、3職種全員が異動したセンターに引き継ぎの徹底を伝え、職員入れ替わり後の引き継ぎがきちんに行われたことを確認している。主任介護支援専門員の配置がなされていなかったセンターについては、1か所はすでに配置され、残り1か所は募集しているところである。また、相談室のプライバシー確保について配慮の必要があるセンターもあった。

委員：職員の入れ替わりが多いというのはどういった状況か。継続して行くことが重要であり、その要である地域包括支援センターにおいて職員が入れ替わることは地域の方も不安を抱くことがあると思うが、今回の結果についてどう考えているか。

事務局：職員の入れ替わりについては、3職種の関係性が困難であったことから全て入れ替わったセンターがあり、現在は運営母体の支援により適正な職員の配置がされている。関係性だけではなく業務量等の問題も含め対応していただいているところであり、体制の強化などを含め支援を進めていきたい。

委員：参考資料1の取組事例集は貴重な情報だと思うが、制度改正に向けた集団研修などでの活用はないのか。

事務局：日頃から地域包括支援センターの連絡会議で意見交換している。ご意見も踏まえ来年度以降に生かしていけるよう取組みたい。

委員：主任介護支援専門員の有資格者が少なく採用が困難である。配置が無い場合の委託料の減額措置について説明いただきたい。新聞報道によると地域包括支援センターの問題点が掲載されていた。困り込みや他事業者から接待を受け顧客を回しているとの話がある。市で調査を行ったことは無いと思うがそういった状況を把握しているか。

事務局：加配していることが多いため3職種の欠員が出た場合でも事業を行えている。どうしても確保出来ない場合には、一定期間経過後に減額の措置を行っているケースがあるが、事業者に対しては一刻も早く有資格者を揃えるように伝えている。また、地域包括支援センターの問題点については、調査を行っていないため全く無いと言える裏付けは無いが、これまでの研修や監査、指導などの結果からはそういった問題点は見受けられない。偏りが見られることもあるが利用者が希望し選択した結果である。新聞報道にあるような現状は無いと考えており、疑われることのない経営を行うことが大事であるため、市としても何らかの形で事業者伝えていきたい。

委員：地域包括ケアシステムの構築のために体制強化が必要であり、具体的には人員増や委託料の増額を検討し予算の確保に向けて動いているところだと思う。また、認知症対応は地域町内会、団地においても大変である。かつてのニュータウンでは世帯主の平均年齢が70

歳を越え、近所に何人か認知症の方がおり町内会等では対応に苦勞している。こういった環境の中で地域包括支援センターが相談を受け、対応していくことが地域の望みになっていると思う。体制強化や機能の充実を行う上で委託を行う市としてはどう考えているか。

事務局： 機能強化は委員からあったように取組んでいるところであり、しかるべき段階で内容をご説明する予定である。認知症に関しては、そのためだけの人員増は困難であると考えており、地域包括支援センターの方々には認知症地域支援推進員の研修を積極的に受けていただいている。地域との連携、そして認知症への取組みを地域包括支援センターの中で力をつけていきたい。

委員： 国は制度を作るたびに人員増を言うが人材はすぐに育たない。それよりも、あの人に聞けばほとんどが解決できる人材がきちんと配置されていけば上手く機能すると思う。地域包括支援センターの方々のやる気が無くなるのはお金の問題だけでなく意欲が湧いてこないことが問題であり、皆で地域を作っていく気持ちが少ない気がする。介護月間の際に20人以上の方々が相談に来たが、皆が物忘れなどの心配が多いからだと思う。認知症の診断がされる前の方から始めなければならないと思うが地域はのんびりしているように感じる。そこを引っ張ってほしいのは地域包括支援センターであるが、町内会を20年やっけていても出会っていない。一番問題なのは認知症への偏見や誤解がありオープンに出来ないこと。私の身近では、若年性の認知症の方が地域の中できちんと暮らしているか心配になる。地域包括支援センターの職員を責めることは出来ないが、これまで行ってきた良いものはあると思う。ただし、地域の現状は全く動いていない。

事務局： 認知症の対策が地域の隅々まで届いてないことは感じている。地域包括支援センターで認知症へ取組んでおり、地域の環境は様々であり民生委員や家族の会の協力を得て普及啓発を進めているところである。今後ご意見いただきながらより良いものを作っていきたい。

委員： 4つのランクに分けている業務評価は、20か所全てが標準的な業務以上を実施しているとの評価だが、甘いのではないか。神戸市には60以上の地域包括支援センターがあり7年に一度総入れ替えを行っている。入れ替えを前提として業務評価によって加減される方式を今年度行った。仙台の選定では企業や医療法人など様々な業種から応募可能であるがこういった形式は珍しい。首都圏では地元の法人でなければ通らない場合が多く、エントリーが可能な場合であっても話を聞いてもらえないこともある。仙台市がオープンであることは分かるが、選定後の評価はもう少し厳しくした方が良いと思う。主任介護支援専門員が配置されていないのは下から2つ目程度ではないか。標準的な業務が行われているとは言えないと思う。

事務局： 資料では4段階で示しているが、包括的支援事業を中心に地域包括支援センターに求めている7項目「総合相談・支援業務」や「権利擁護業務」などがあり総合した評価である。細かく設定することで厳しく評価していると考えており、センターの自己評価以外にも実地調査を行っている。地域包括支援センター運営委員会では、事業を細かく確認いただいている。

委員： 各評価項目の満点はいくつか。

事務局： 満点は5点。

委員： 「業務の一部に工夫・改善の必要がある」に該当する7項目の平均点が3.0未満というのは委託が出来ないような事業所ではないか。7項目の評価を4段階にする際の設定が甘いと思う。3職種に欠員があるような場合、単に平均点によって評価するのではなくペナルティを課すことも必要ではないか。例えば、7項目のうち2つが3.0未満であるセンターは「業務の一部に工夫・改善の必要がある」。このような少し厳しい設定でも良いのではないか。

事務局： 3職種が揃わない期間があるのは問題であると考えている。評価の設定は難しいところではあるが水準を高く設定していくことは必要であるため考えていきたい。これから地域包括支援センターの事業者を公募することになるが、市内で介護保険事業を3年以上実施していることを条件としている。介護保険事業の評価を一定程度踏まえた上で選定していく。少なくとも3年以上サービスの提供が可能であるか判断している。

## 5 閉会